○財務省令第九十一号

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の施行に伴い、消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日　財務大臣　安住　淳

消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）を次のように改正する。

附則第二条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第六条の規定による改正後の消費税法（第四項において「新法」という。）第六十三条の二」を「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十三条」に改め、同条第三項中「（昭和六十三年法律第百八号）」を削り、同条第四項中「新法第六十三条の二」を「消費税法第六十三条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

○財務省令第九十二号

日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）を実施するため、日本たばこ産業株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日　財務大臣　安住　淳

日本たばこ産業株式会社法施行規則の一部を改正する省令

日本たばこ産業株式会社法施行規則（昭和六十年大蔵省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二条第四項第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第四項第一号」を「第二条第一項第二号」に改める。

第二条第一項中「第二条第四項第二号」を「第二条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第二条第四項第四号」を「第二条第一項第四号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第五百号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定に基づき、平成二十三年度地方債同意等基準を公表する件（平成二十三年総務省告示第百四十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、改正前の告示第二の二の1の⑷の①に規定する学校教育施設等整備事業（平成二十三年度一般会計補正予算（第1号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額等に限る。）に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債は、改正後の告示第二の二の1の⑷に規定する緊急防災・減災事業に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債とみなす。

平成二十三年十二月二日　総務大臣　三﨑　達夫

第二の二の1の⑶のアの㋑中「ウ」を「イ」に改める。

第二の二の1の⑶のイ中「並びに」を「及び」に、「平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。」に改め、「及び第9条第1項」を削除する。

第二の二の1中⑼を⑽とし、⑹から⑻までを1つずつ繰り下げ、同1の⑸の③中「ものとする。」を「ものとする（ただし、⑷イに掲げる事業を除く。）。」に改め、同1中⑸を⑹とし、同1の⑷の㋑中「ものとする。」を「ものとする（ただし、⑷に掲げる事業を除く。）。」に改め、同1の⑷の②中「ただし、都道府県が」を「ただし、⑷に掲げる事業及び都道府県が」に改め、同1中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業については、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業として、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア　緊急防災・減災事業（補助・直轄）

平成23年度一般会計補正予算（第1号）により追加された学校施設環境改善交付金事業及び平成23年度一般会計補正予算（第3号）により追加された全国防災対策費に係る事業（公営住宅建設事業及び公営企業会計負担分を除く。）

イ　緊急防災・減災事業（単独）

住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する地方単独事業

第二の二の2中⑿の次に次のように加える。

⒀　震災特別法第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体及び特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合等が、東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止等により平成23年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

○総務省告示第五百一号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定に基づき、平成二十三年度地方債計画（平成二十三年総務省告示第百四十一号）の全部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二日　総務大臣　三﨑　達夫

平成23年度地方債計画

（単位：億円、％）

項目	平成23年度計画額(A)	平成22年度計画額(B)	差(A)−(B)	引(C)	増減率(C)／(B)×100
一　一般会計事業等	20,561	14,985	5,576		37.2
2 公営住宅建設事業	2,327	1,283	1,044		81.4
3 災害復旧事業	4,787	321	4,466		1,391.3
4 緊急防災・減災事業	4,941	—	4,941		皆増
5 教育・福祉施設等整備事業	3,978	5,062	△ 1,084		△ 21.4
(1) 学校教育施設等	1,385	1,622	△ 237		△ 14.6
(2) 社会福祉施設	215	249	△ 34		△ 13.7
(3) 一般廃棄物処理施設	1,000	1,054	△ 54		△ 5.1
(4) 一般補助施設等	778	1,537	△ 759		△ 49.4
(5) 施設（一般財源化分）	600	600	0		0.0
6 一般単独事業	16,607	23,251	△ 6,644		△ 28.6
(1) 一般	4,846	4,791	55		1.1
(2) 地域活性化	500	600	△ 100		△ 16.7
(3) 防災対策	987	1,039	△ 52		△ 5.0
(4) 地方道路等	2,474	8,621	△ 6,147		△ 71.3
(5) 旧合併特例	7,800	8,200	△ 400		△ 4.9
7 辺地及び過疎対策事業	3,312	3,133	179		5.7
(1) 辺地対策	412	433	△ 21		△ 4.8
(2) 過疎対策	2,900	2,700	200		7.4
8 公共用地先行取得等事業	490	516	△ 26		△ 5.0
9 行政改革推進	2,800	3,200	△ 400		△ 12.5
10 調整	100	200	△ 100		△ 50.0
計	59,903	51,951		7,952	15.3